

新型コロナウイルス感染症対策 各種支援一覧

事業者様向け

①飲食業者等緊急対策支援金

- ✓ 飲食業者等の事業継続を応援するため、支援金を支給します

②地域企業経営継続支援事業費補助金

- ✓ 売上が減少した町内中小事業者を対象に家賃を補助します

③地域企業感染症対策支援事業費補助金

- ✓ 町内中小事業者が実施する消毒液など衛生資材や検温機材等購入に対し、上限5万円を助成します

④岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金

- ✓ 売上が減少した町内中小事業者を対象に低金利で貸付が行われます

⑤持続化給付金

- ✓ 特に大きな影響を受ける事業者に対して事業全般に広く使える給付金を支給します

⑥雇用調整助成金の特例措置

- ✓ 雇用の維持を図るための休業に要した費用を助成します

⑦雇用調整助成金等申請費補助金

- ✓ 国などに対して申請する「雇用調整助成金」等の申請費用を上限15万円を助成します

⑧緊急雇用対策支援金

- ✓ 新型コロナ感染症を原因とする離職者や廃業者等を常用雇用した町内事業主に一人あたり10万円を支給します

⑨セーフティネット保証4号の指定

- ✓ 一般保証とは別枠で保証の利用申込ができます

⑩セーフティネット保証5号の対象業種の指定

- ✓ 一般保証とは別枠で保証の利用申込ができます

⑪危機関連保証

- ✓ セーフティネット保証等の保証限度額とは別枠の保証が利用可能になります

⑫小規模事業者持続化補助金（一般型）

- ✓ 経営計画を策定して取り組む販路開拓等の費用を国が補助します

⑬小学校休業等対応助成金 ※労働者を雇用する事業主

- ✓ 小学校等が臨時休業等した場合等に、保護者である労働者に有給休暇を取得させた企業を助成します

⑭小学校休業等対応助成金 ※委託を受けて個人で仕事する方向け

- ✓ 小学校等が臨時休業等した場合等に、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します

⑮水道料金等の支払期限の延長

- ✓ 水道料金と下水道使用料のお支払いが困難な方について、お支払い期限を延長します

⑯ 地方税の徴収猶予（特例）

- ✓ 地方税の納入が困難になった方について、地方税の徴収を猶予します

⑰ 固定資産税の減免（特例）

- ✓ 中小事業者の方が所有する固定資産税について収入が減少した場合、令和3年度固定資産税の税額の減免を受けることができます。

⑱ 事業者等緊急対策支援金

- ✓ 経済的な影響を受けている法人及び個人の事業者を対象に、事業継続の下支えするため緊急対策として支援金を支給します。

新型コロナウイルス感染症対策 各種支援一覧

事業者様向け

⑱軽米秋まつり緊急対策支援金

- ✓開催が中止となった軽米秋まつりについて、参加団体の活動収入が無くなったことで今後の継続的な活動が困難となっているため、団体を対象に支援金を給付します。

㉒肥育経営生産基盤強化緊急支援事業

- ✓県内の肉用牛農家が県内の和牛子牛市場から肥育素牛を導入するために必要な経費の一部を支援（1頭当たり上限1万円）

㉓肉用子牛生産者補給金制度

- ✓肉用子牛の価格が低落し、保証基準額を下回った場合に、生産者補給金を交付し肉用子牛生産の安定等を図ります。

㉔優良肉用子牛生産推進緊急対策事業

- ✓家畜市場における肉用子牛の取引平均価格が発動基準を下回った場合に、経営改善を図る肉用子牛生産者に奨励金を交付します。

㉕肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）

- ✓標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、肉用牛の生産者に対し、その差額の9割を交付します

㉖肉用子牛流通円滑化緊急対策事業

- ✓家畜市場における肉用子牛の出荷調整のため、やむを得ず計画出荷を行う肉用子牛生産者に対する助成します。

㉗肥育牛経営等緊急支援特別対策事業

- ✓優良な肥育牛生産など経営体質の強化への取組や肥育牛の出荷調整の影響を受けてやむを得ず出荷延期を行う取組を支援します。

㉘新型コロナウイルス感染症の発生畜産農場等における経営継続対策事業

- ✓新型コロナウイルス感染者等が確認された畜産経営体における経営等を継続するため、代替要員の派遣、農場等清浄化の取組等を支援します。

㉙高収益作物次期作支援交付金

- ✓新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた野菜・花き・果樹・茶等について、次期作における資材や機械の導入、HPの環境整備等の生産活動等に対する支援します。

㉚公共施設等における花きの活用拡大支援事業

- ✓公共施設等における花きの活用支援、メディア・SNS等を活用した情報発信等に係る費用を助成します。（定額・苗1/2）

㉛輸出原木保管等緊急支援事業

- ✓一時保管場所に滞留している輸出や国内工場向け原木の保管費用等を支援します。

㉜大径原木加工施設整備緊急対策

- ✓行き場のなくなった大径原木を有効活用する加工施設の整備を図る取組みを支援します。

㉝農業労働力確保緊急支援事業

- ✓人手不足解消と農業生産維持のため代替人材の確保・育成等に係る費用を助成します。

㉞経営継続補助金

- ✓農林漁業者の経営継続を図るため、機械・設備の導入や人手不足解消の取組みを支援します。

①飲食業者等緊急対策支援金

【町内事業者様向け】

概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響が著しい飲食業者等の事業継続を応援するため、支援金を支給します

対象となる方 ● 軽米町内で飲食店・宿泊業・タクシー業を営んでいる方

給付額 ● 1事業者につき、10万円

申請方法 ● 飲食業者等緊急対策支援金交付申請書により役場窓口へ申請
● 添付書類
① 支払口座通帳の写し
② 直近の確定申告書の写し
③ 本人確認書類の写し

給付開始日 受付終了しました。

お問合せ先 軽米町役場 産業振興課 商工担当
(TEL : 0195-46-4746)

②地域企業経営継続支援事業費補助金

【事業者様向け】

概要

■ 売上が減少した町内中小事業者を対象に、家賃を補助します

対象となる方	● 次の要件を全て満たす方 ① 町に店舗を有する法人又は個人 ② 中小企業基本法において、中小企業者として定義される方 ③ <u>小売業、飲食業、宿泊業又はサービス業を営む方</u> ④ 令和2年4月から令和2年9月の間のいずれか一月の売上が前年同月比で50%以上減少している方又は申請した月に休業した者で、申請月の売上が前年同月比で50%以上減少することが見込まれる方、又は令和2年4月から令和2年9月の間のいずれかの連続する三月の売上の合計が、前年同期と比較して30%以上減少している方
補助金の額	<u>令和2年4月1日から令和2年9月30日までの間の連続する3か月以内の家賃</u> 補助率1/2以内 1月あたりの上限は10万円（最大30万円）
申請の方法	● 地域企業経営継続支援事業補助金交付申請書により役場窓口へ申請 ● 添付書類 ・ 家賃が確認できる書類 ・ 減少を比較する月の売上と前年同月の売上が分かる書類 ・ 申請日時点で軽米町内において事業を行っていたことが分かる書類 ・ 申請月に休業した場合は、休業したことを証明する書類 ・ 振込先口座の通帳の写し ● 受付期限 令和2年11月2日まで ※ 様式は町ホームページでもダウンロードできます。
給付開始日	現在受付中。申請事業が完了次第給付いたします。 受付終了しました。
問合せ先	軽米町役場 産業振興課 商工担当 (TEL : 0195-46-4746)

③地域企業感染症対策等支援事業費補助金

【事業者様向け】

概要

■ 町内中小事業者が感染拡大防止のために行う対策及び経費を対象に、上限5万円を助成します

対象となる方	● 次の要件を全て満たす方 ① 中小企業者又は中小企業者を構成員とする団体であること。 ② 町内に事業所を有すること ③ 関係法令を遵守すること。
補助金の額	定額（上限は5万円）
申請の方法	● 申請書類一式を健康福祉課窓口へ提出 ● 申請書類 ・ 交付申請書兼請求書（様式1号） ・ 申請者が確認できる書類 （個人：運転免許証、健康保険証等の写し） （法人：法人登記事項証明書、法人番号が把握できる資料等の写し）等 ・ 補助事業の内容が把握できる書類（様式2号） ・ 誓約書（様式3号） ※様式は町ホームページでもダウンロードできます。
給付開始日	現在受付中。随時給付しております。
問合せ先	軽米町役場 健康福祉課 福祉担当 (TEL : 0195-46-4746)

④岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金

【事業者様向け】

概要

- 売上が減少した町内中小事業者を対象に低金利で貸付が行われます

対象となる方	● 次の要件をどちらも満たす方		
	① 新型コロナウイルス感染症の影響により、原則として最近 1 か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては売上残高等）が前年同月比で <u>15%以上減少している方</u> ② ①の後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が前年同期比で <u>15%以上減少することが見込まれる方</u> ※ 貸付金の申込みにあたっては売上高等が減少していることについて町が発行する認定書（危機関連保証）の添付が必要です。		
融資条件	資 金 使 途	設備資金、運転資金	
	融 資 限 度 額	8 千万円以内	
	融 資 期 間	10年以内（据置期間 2 年以内）	
	融 資 利 率	固定金利：年1.4%以内 変動金利：年1.2%以内 ※融資実行後、融資を行った金融機関の短期プライムレートが変動した場合は、その変動幅分が変動	
	保 証 料 率	年0.4%	
	担 保	金融機関の所定の条件	
保 証 人	原則として法人における代表者を除き不要		
申請の方法	取扱金融機関にお申込みください 普通銀行、信用金庫、新岩手農業協同組合等	お問合せ先	岩手県商工労働観光部 経営支援課 金融担当 (TEL：019-629-5549) 軽米町役場産業振興課 商工担当 (TEL：0195-46-4746)

⑤持続化給付金

【事業者様向け】

概要

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業全般に広く使える給付金を支給します

対象となる方

- ・次の要件をどちらも満たす方
- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している方
- ② 資本金10億円以上の大企業を除き、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者
また、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人についても対象となります

給付額

- ・法人：200万円以内、個人事業者：100万円以内（※昨年1年間の売上から減少分が上限です）
- 【売上減少分の計算方法】
前年の総売上（事業収入）－（前年同月比A50%の売上×12か月）

売上減少分の対象期間

2020年1月から2020年12月のうち、2019年の同月比で売上が50%以上減少したひと月について、事業者の方が選択します

申請に必要な情報

- ・通帳の写し（法人：法人名義、個人事業主：個人名義）に加え、次のものをご用意ください
- 【法人の方】
- ①法人番号、②2019年の確定申告書類の控え、③減収月の事業収入額を示した帳簿等
- 【個人事業主の方】
- ①本人確認書類、②2019年の確定申告書類の控え、③減収月の事業収入額を示した帳簿等

申請方法

Web上で申請する

お問合せ先

持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570

【受付時間】
8：30～19：00

⑥雇用調整助成金の特例措置

【事業者様向け】

概要	
■	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業に要した費用を助成します
対象となる方	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)
主な条件	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合
助 成 率	【通常の場合】 ・中小企業:4/5、大企業:2/3 【特例措置に該当する場合】 国からの助成 中小企業:10/10、大企業:3/4 ※特例措置に該当するためには雇用を継続等の条件があります。
支給限度日数	特例措置に該当する場合は令和2年4月1日から12月31日の期間 ※1 特例措置に該当する場合は100日の制限がなくなります。 ※2 特例措置に該当するためには雇用を継続等の条件があります。
特例措置の内容	支給要件を緩和し、通常よりも幅広く、労働者の雇用の維持を行った事業主がこの助成金を受給出来るようになりました
お問合せ先	【国からの助成】二戸公共職業安定所（ハローワーク） (TEL：0195-23-3341)

⑦雇用調整助成金等申請費補助金

【事業者様向け】

概要

■ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主の「雇用調整助成金」等の申請費用を上限15万円として補助します。

対象となる方	①新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、事業活動の縮小を余儀なくされた町内に主たる事業所を置く中小企業の事業主及び個人事業主の方 ②町内に住所を有し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を申請した方
補助対象費用	「雇用調整助成金」、「持続化給付金」及び「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」等の申請の際に要する社会保険労務士・税理士等への事務手数料（相談、申請書作成指導料など） ※雇用調整助成金及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金については、令和2年4月1日から令和2年9月30日まで新型コロナウイルス感染症特例措置の対象期間の間に実施した従業員の休業に対する助成金の申請費用
補 助 額	・上限15万円 ※上限に達するまで何度でも申請できます
申 請 期 間	令和3年2月15日（月）まで
申請書類	・雇用調整助成金等の申請後に下記書類を提出してください。 ①軽米町雇用調整助成金等申請費補助金交付申請書兼実績報告書 ②各種助成事業の支給申請書の支給申請書の写し（受領印が押印済みのもの） ※オンライン申請の場合は、当該申請に係る受付通知書を印刷したもの ③社会保険労務士へ支払った代行報酬に係る請求書及び領収書その他支出を証する書類 ※必要に応じて追加の資料提出を求める場合もあります。 ・交付決定後、補助金の請求時提出いただく書類 ①雇用調整助成金等申請費補助金交付請求書 ②振込口座の通帳の写し（通帳の表面と通帳を開いた1.2ページ目） 申請書類は町民生活課窓口にて備えてあります。
	軽米町役場 町民生活課 町民生活担当 (TEL : 0195-46-4734)

⑧緊急雇用対策支援金

【事業者様向け】

概要

■ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による雇用情勢の悪化により、離職、廃業等を余儀なくされた町民を常用雇用した町内事業主に一人あたり10万円を支給します。

対 象 者	町内に事務所、店舗、工場を有し、現に事業を営んでおり、雇用保険法の適用を受けている事業主
支 援 額	一人あたり10万円
交 付 要 件	①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年3月から令和3年2月までの間に離職した町民を、令和3年2月までに常用雇用者として雇用すること。外国人技能実習制度などの就労ビザによる外国人労働者は除きます。 ※常用雇用者 期間の定めのない又は1年以上の雇用が見込まれ、かつ、1週間の所定労働時間が30時間以上の者 ②事業主又は事業所の取締役若しくは監査役の2親等以内の親族を雇用した場合は除きます。 ③法令で加入を義務付けている社会保険等に参加している。
申請書類	1 交付申請書（様式第1号） 2 雇用年月日等証明書（様式第2号） 3 職歴経歴等確認書（様式第3号） 4 令和2年3月から令和3年2月までの間に離職又は廃業した日を確認できるもの 5 雇用保険被保険者資格取得等の確認ができるもの 6 1週間の所定労働時間が30時間以上であることを確認できるもの 7 雇用した方の住民票 8 履歴事項全部証明書（法人の場合、個人の場合は住民票） 9 請求書（様式第5号）、振込先金融機関の通帳の写し（表紙と見開き2ページ目） 申請書類は再生可能エネルギー推進室に備えているほか、町ホームページからもダウンロードできます。
申請期限	令和3年3月5日（金）必着 ※郵送での申請にご協力願います。
申請書受付及び相談会	申請書の受付、申請書の作成方法や不明な点がある場合にはご利用ください。申請書は下記の期日のほか、随時、再生可能エネルギー推進室で受け付けます。 日時 令和2年10月13日（火） 9:00～11:00、13:30～17:00 会場 軽米町農村環境改善センター1階大会議室 ※マスク着用にご協力願います。 ※メールでの相談にも応じます。 Eメール：saiene@town.karumai.iwate.jp
	軽米町役場 再生可能エネルギー推進室 (TEL : 0195-46-2115)

⑨セーフティネット保証4号の指定

【事業者様向け】

概要

■ 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者について、一般保証とは別枠で、保証の利用申込ができます。利用には、町が発行する認定書が必要です

対象となる方	・次の要件を全て満たす方 ① 軽米町において1年以上継続して事業を行っていること ② 新型コロナウイルス感染症による影響に起因して、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比べて20%以上減少している方 ③ ②の後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べて20%以上減少することが見込まれる方
保証の内容	信用保証協会が、通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証します
認定に必要な書類	①認定申請書(2部、押印)、②法人にあっては法人謄本又は抄本(発行日が3か月以内のもの)、個人にあっては直近の確定申告書の写し、③認定要件を満たす売上高の減少が分かる資料(試算表、売上台帳など)、④委任状(金融機関が認定業務を代行する場合のみ)
利用の方法	対象となる中小企業の方は、金融機関へご相談ください
利用上の注意	認定書の有効期限は発行日から起算して30日間 ※ただし、令和2年1月29日から7月31日までに認定を取得した中小企業者については、その認定の終期を令和2年8月31日までとする
お問合せ先	軽米町役場産業振興課 商工観光担当 (TEL : 0195-46-4746)

⑩セーフティネット保証5号の対象業種の指定

【事業者様向け】

概要

■ 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者について、一般保証とは別枠で、保証の利用申込ができます。利用には、町が発行する認定書が必要です

対象となる方	・次のいずれかの要件を満たすことについて、市の認定を受けた中小企業者 ① 売上減少 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同月比5%以上減少の中小企業者 ② 原油価格高騰 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにも関わらず、製品等価格に転嫁出来ていない中小企業者
保証の内容	信用保証協会が、通常の保証限度額とは別枠で借入債務の80%を保証します
認定に必要な書類	①認定申請書(2部、押印)、②法人にあっては法人謄本又は抄本(発行日が3か月以内のもの)、個人にあっては直近の確定申告書の写し、③認定要件を満たす売上高の減少が分かる資料(試算表、売上台帳など)、④委任状(金融機関が認定業務を代行する場合のみ)
利用の方法	対象となる中小企業の方は、金融機関へご相談ください
利用上の注意	認定書の有効期限は発行日から起算して30日間 ※ただし、令和2年1月29日から7月31日までに認定を取得した中小企業者については、その認定の終期を令和2年8月31日までとする
お問合せ先	認定書の手続きについては 軽米町役場産業振興課 商工観光担当 (TEL : 0195-46-4746)

⑪危機関連保証

【事業者様向け】

概要

- 通常の保証限度額及びセーフティネット保証の保証限度額とは別枠の保証が利用可能となります。利用には、町が発行する認定書が必要です

対象となる方	・次のどちらも満たす方 ① 新型コロナウイルス感染症による影響に起因して、原則として最近1か月の売上高等が前年同月比べて15%以上減少している方 ② ①の後2か月を含む3か月間の売上高等が、前年同期と比べて15%以上減少することが見込まれる方
保証の内容	信用保証協会が、通常の保証限度額(2.8億円)及びセーフティネット保証の保証限度額(2.8億円)とは別枠(2.8億円)で借入債務の100%を保証します
認定に必要な書類	①認定申請書(2部、押印)、②法人にあっては法人謄本又は抄本(発行日が3か月以内のもの)、個人にあっては直近の確定申告書の写し、③認定要件を満たす売上高の減少が分かる資料(試算表、売上台帳など)、④委任状(金融機関が認定業務を代行する場合のみ)
利用の方法	対象となる中小企業の方は、金融機関へご相談ください
利用上の注意	認定書の有効期限は発行日から起算して30日間 ※ただし、令和2年3月13日から7月31日までに認定を取得した中小企業者については、その認定の終期を令和2年8月31日までとする
お問合せ先	認定書の手続きについては 軽米町役場産業振興課 商工観光担当 (TEL : 0195-46-4746)

⑫小規模事業者持続化補助金（一般型）

【事業者様向け】

概要

■ 小規模事業者が経営計画を策定して取り組む、販路開拓等の費用を国が補助します

小規模事業者とは	・ 商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く） 常時使用する従業員の数：5人以下 ・ サービス業のうち宿泊業・娯楽業 常時使用する従業員の数：20人以下 ・ 製造業その他 常時使用する従業員の数：20人以下 ※ 補助対象者について、詳しくは日本商工会議所のHPでご確認ください https://rl.iizokukahoiokin.info/
補助の内容	審査で採択された場合、原則50万円を上限（補助率2/3）に国から補助されます
留意事項	軽米町商工会が発行する書類を添付する必要があります。
加点要件	・ 次の要件を満たせば、採択審査時に加点措置が受けられます ① 新型コロナウイルス感染症による経営上の影響（従業員等の罹患による直接的な影響、感染症に起因した売上減少による間接的な影響）を受けながらも販路開拓に取り組む事業者 ② 賃上げの計画を有し、従業員に表明している事業者 ③ 代表者が満60歳以上の事業者であって、かつ、後継者候補が中心となって補助事業を実施する事業者 ④ 生産性の向上（経営力強化）の取り組みを行っている事業者 ⑤ 地域未来牽引企業または、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者 ⑥ 過疎地域という極めて厳しい経営環境の中で販路開拓に取り組む事業者
お問合せ先	軽米町商工会 （TEL：0195-46-2711）

⑬小学校休業等対応助成金 ※労働者を雇用する事業主

【事業者様向け】

概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者に有給休暇を取得させた企業を助成します

対象となる方

- ・次のいずれかの子どもの世話を保護者として行うことが必要になった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主の方
- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等した小学校等（初に通う子ども※小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等
- ② 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

助成内容

- ・有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金総額×10/10
- ※ 支給上限額は1日あたり8,330円（4月1日以降に取得した休暇は15,000円）
- ※ 大企業、中小企業ともに同様です

申請期限

- 令和2年2月27日から同年9月30日までの休暇取得分
⇒令和2年3月18日から同年12月28日まで
- 令和2年10月1日から同年12月31日までの休暇取得分
⇒令和2年10月1日から令和2年3月31日まで

お問合せ先

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター（9：00～21：00）
（TEL：0120-60-3999）

⑭小学校休業等対応助成金

※委託を受けて個人で仕事する方向け

【事業者様向け】

概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します

対象となる方	・次のいずれかの子どもの世話を保護者として行うことが必要になった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主の方 ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等した小学校等（初に通う子ども※小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等 ② 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども
対象となる要件	・次の要件を全て満たす必要があります ① 個人で就業する予定であった場合 ② 臨時休業等の開始日より前に、すでに業務委託等を締結していること ③ 業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から業務内容、業務を行う場所・日時などについて一定の指定を受けているなどの場合
助成内容	○ 令和2年2月27日から同年3月31日までの間において、 仕事ができなかった日について、1日当たり4,100円（定額） ○ 令和2年4月1日から同年12月31日までの間において、 仕事ができなかった日について、1日当たり7,500円（定額）
申請期間	○ 仕事ができなかった日が令和2年2月27日から同年9月30日までの期間分 ⇒令和2年3月18日から同年12月28日まで（消印有効） ○ 仕事ができなかった日が令和2年10月1日から同年12月31日までの期間分 ⇒令和2年10月1日から令和3年3月31日まで（必着）
お問合せ先	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター（9：00～21：00） （TEL 0120-60-3999）

⑮水道料金等の支払期限の延長

【個人様向け】

概要

- 新型コロナウイルス感染の影響により、水道料金と下水道使用料のお支払いが困難な方について、お支払い期限を延長します

対象となる方

新型コロナウイルス感染症の影響により、次のどちらかの場合に該当する方
 ① 収入が減少し、水道料金等のお支払いが困難になる方
 ② 新型コロナウイルス感染者または感染の疑いなどにより、水道料金等の支払手続きが困難な方

対象となる 料金・期限

支払期限が令和2年5月29日から令和2年7月31日までの期日の水道料金等を令和2年8月31日まで、支払期限を延長します。

【対象料金月】	【通常の期限】	【延長後】
令和2年5月分(4月使用分)	令和2年5月29日	→ 令和2年8月31日
令和2年6月分(5月使用分)	令和2年6月30日	
令和2年7月分(6月使用分)	令和2年7月31日	

※支払期限が延長されても、水道料金等が減免されるものではありません。

申請方法

水道事業所まで電話にてお申し出ください。(土日祝日を除く)
 ※必要に応じて、状況を確認できる書類の提出をお願いする場合があります。
終了しました。

お申し出・ お問合せ先

軽米町役場 水道事業所 水道担当
 (TEL : 0195-46-4742)

⑩地方税の徴収猶予(特例)

【事業者様向け】

概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税の納入が困難になった方について、地方税の徴収を猶予します

対象となる方

- 次の要件をいずれも満たす納税者または特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問いません）
- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
- ② 一時に納付、または納入を行うことが困難であること

対象となる税金

- 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する、①町県民税、②固定資産税、③軽自動車税（種別割）、④国民健康保険税、⑤法人町民税 などほぼ全ての税目
- ※ すでに納期限が過ぎている町税についても、遡ってこの特例を利用することが出来ます

申請期限

令和2年6月30日（関係法令の施行された令和2年4月30日から2か月後）、または各税目の納期限（納期限が延長された場合は延長後の納期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です

お問合せ先

軽米町役場 税務会計課 収納・会計担当
(TEL : 0195-46-4737)

⑰固定資産税の減免

【事業者様向け】

概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した中小事業者の方の税負担を軽減するため、中小事業者の方が所有する事業用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税について要件に該当する場合、令和3年度固定資産税の税額の減免を受けることができます。

対象となる方

中小事業者、個人事業主の方で令和2年2月から10月までの間における任意の連続する3か月間の収入が1年前の同時期の3か月の収入と比べて50%以上減少したときは全額が、30%以上50%未満減少したときは2分の1が免除となります。

対象となる税金

- 令和3年度固定資産税
(事業用家屋及び償却資産となります。土地は含まれません。)

申請期限

令和3年2月1日(月曜日)

お問合せ先

軽米町役場 税務会計課 課税担当
(TEL : 0195-46-4737)

⑩事業者等緊急対策支援金（第2弾）

【町内事業者様向け】

概要

■ 新型コロナウイルス感染症の拡大による経済的な影響を受けている法人及び個人の事業者の皆様を対象に、令和2年6月～令和3年2月の期間において、2回目となる支援金を給付します

対象となる方	● 町内に事業所のある中小法人事業者、町内に住所のある個人事業者や農林畜産業者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け次の全ての要件を満たしていること。 ① 令和2年6月～令和3年2月までのいずれか一ヶ月の売上額が、前年同月比で20%以上減少していること。 ② 令和2年6月～令和3年2月までの期間で、<u>前述該当月を含む連続した3ヶ月の売上合計額（B）</u>が、<u>前年同期間の売上合計額（A）</u>から10万円以上減少していること。 ③ 令和元年以前から事業収入があり今後も事業を継続する意思があること。 ※但し、第1弾（3～5月分）を受給していない方は、4月分・5月分を期間要件に含めることができます。
給付額	● 1事業者につき10万円（期間内に1事業者1回のみ申請可能） （複数の店舗や業種を経営している場合であっても重複支給無し）
申請方法	● 事業者等緊急対策支援金交付申請書により役場窓口へ申請 ● 添付書類 ・ 2019確定申告書の写し ・ 上記（A）の連続した3ヶ月間の月別の売上を示した帳簿 ・ 上記（B）の連続した3ヶ月間の月別の売上を示した帳簿 ・ 振込先口座の通帳の写し ・ 申請者の公的身分証明書の写し ● 受付期限 令和3年3月15日（月）まで
給付開始日	現在、受付中です。
お問合せ先	中小企業事業者：産業振興課 商工観光担当まで（電話46-4746） 農業経営関係者：産業振興課 農林振興担当まで（電話46-4740）

⑱軽米秋まつり緊急対策支援金

【町内秋まつり関係団体向け】

概要

- 新型コロナウイルスの感染症の影響を受け開催が中止となった軽米秋まつりについて、参加団体の活動収入が無くなったことで今後の継続的な活動が困難となっているため、団体を対象に支援金を給付します。

対象となる方

- 昨年の軽米秋まつりに参加した団体で、来年の秋まつり参加に向けて活動が見込まれる次の団体であること
 - ・ 町内各山車団・郷土芸能団体・軽米八幡宮祭典委員会

給付額

- 1団体あたり一律15万円

申請方法

- 軽米秋まつり緊急対策支援金交付申請書により役場窓口へ申請
- 添付書類
 - ・ 振込先口座の通帳の写し
- 受付期限
令和2年7月31日まで

給付開始日

受付終了しました。

お問合せ先

軽米町役場 産業振興課 商工担当
(TEL : 0195-46-4746)

②⑩肥育経営生産基盤強化緊急支援事業

【事業者様向け】

概要

■ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う消費需要の減少により枝肉価格が低迷し、肉用牛肥育農家の経営悪化が懸念されるため、意欲ある肉用牛肥育農家の肥育素牛導入を緊急的に支援し、肉用牛生産基盤の維持、強化を推進します。

対象となる方	県内の和牛子牛市場から肥育素牛を導入した、県内の肉用牛農家
内容	県内の肉用牛農家が県内の和牛子牛市場から肥育素牛を導入するために必要な経費の一部を支援（1頭当たり上限1万円）
申請期限	
お問合せ先	岩手県畜産課振興・衛生担当 (TEL : 019-629-5722)

内容

申請期限

お問合せ先

②肉用子牛生産者補給金制度

【事業者様向け】

概要

- 肉用子牛の価格が低落し、保証基準額を下回った場合に、生産者補給金を交付し肉用子牛生産の安定等を図ります。

対象となる方 肉用子牛生産者

内容

肉用子牛の価格が低落し、保証基準額を下回った場合に、生産者補給金を交付し肉用子牛生産の安定等を図る。

申請期限

お問合せ先

公益社団法人 岩手県農畜産物安定基金協会
(TEL : 019-626-8141)

②優良肉用子牛生産推進緊急対策事業

【事業者様向け】

概要

■ 肉用子牛の飼養頭数を維持するため、家畜市場における肉用子牛の取引平均価格が発動基準を下回った場合に、経営改善を図る肉用子牛生産者に奨励金を交付します。

対象となる方 肉用子牛生産者

内容

黒毛和種の生産基盤の維持・強化を図るため、畜舎の環境改善や疾病の防止等の、経営改善に取り組む生産者に対し補助（肉用子牛の全国平均価格が60万円を下回った場合：期間内に出荷した子牛1頭当たり1万円、57万円を下回った場合：期間内に出荷した子牛1頭当たり3万円）

申請期限

お問合せ先

公益社団法人 岩手県農畜産物安定基金協会
(TEL : 019-626-8141)

②③肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）

【事業者様向け】

概要

- 畜産経営の安定に関する法律に基づく法律制度で、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、肉用牛の生産者に対し、その差額の9割を交付することにより、肉用牛の生産者の経営に及ぼす影響を緩和することを目的としています。

対象となる方

- ・ 都道府県域を範囲とする民間団体
- ・ 肥育牛生産者

内容

肉用牛肥育経営の収益性が悪化した場合に、生産者の抛出と機構の補助により造成した基金から、粗収益と生産費との差額の9割を補てん、経営の安定を図る。

申請期限

お問合せ先

一般社団法人 岩手県畜産協会
(TEL : 019-694-1300)

②④肉用子牛流通円滑化緊急対策事業

【事業者様向け】

概要

- 肥育牛の計画出荷の影響を受けて、家畜市場における肉用子牛の出荷調整のため、やむを得ず計画出荷を行う肉用子牛生産者に対する助成（肉専用種1頭当たり550円/日、乳用種1頭当たり500円/日）

対象となる方 肉用子牛生産者

内容

家畜市場における肉用子牛の出荷調整のため、やむを得ず計画出荷を行う肉用子牛生産者に対する助成（肉専用種1頭当たり550円/日、乳用種1頭当たり500円/日）

申請期限

お問合せ先

一般社団法人 岩手県畜産協会
(TEL : 019-694-1300)

②⑤肥育牛経営等緊急支援特別対策事業

【事業者様向け】

概要

- 優良な肥育牛生産など経営体質の強化への取組や肥育牛の出荷調整の影響を受けてやむを得ず出荷延期を行う取組を支援します。

対象となる方 肥育牛生産者

内容

優良な肥育牛生産など経営体質の強化への取組や出荷延期に伴う掛かり増し経費等を支援。（出荷頭数1頭当たり上限2万円）

申請期限

お問合せ先

一般社団法人 岩手県畜産協会
(TEL : 019-694-1300)

②⑥新型コロナウイルス感染症の発生畜産農場等における経営継続対策事業

【事業者様向け】

概要

- 新型コロナウイルス感染者等が確認された畜産経営体における経営等を継続するため、代替要員の派遣、農場等清浄化の取組等を支援します。

対象となる方

- ・ 畜産経営者
- ・ 飼料生産組織

内容

新型コロナウイルス感染者等が確認された畜産経営体における経営の継続を支援するための事業に対し補助（代替要員1人1日当たり上限14千円～16千円の経費、家畜等の緊急避難等の支援の経費、農場等清浄化支援に要する経費の助成）

申請期限

お問合せ先

一般社団法人 岩手県畜産協会
(TEL : 019-694-1300)

②⑦高収益作物次期作支援交付金

【事業者様向け】

概要

■ 新型コロナウイルス感染症の影響による需要の減少等の影響を受けた野菜・花き・果樹等の高収益作物について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援します。

対象となる方

令和2年2～4月に（野菜・花き・果樹等）について出荷実績がある又は廃棄等により出荷できなかった生産者で、収入保険・農業共済等へ加入していること又は加入を検討していること。

内容

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた野菜・花き・果樹・茶等について、次期作における資材や機械の導入、HPの環境整備等の生産活動等に対する支援。（次期作支援：2.2～5.5万円/10a）

申請期限

お問合せ先

産業振興課農林振興担当
(TEL : 0195-46-4740)

②⑧公共施設等における花きの活用拡大支援事業

【事業者様向け】

概要

■ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、国内消費が減退している花きについて、公共施設等における花きの活用を拡大する取組を支援します。

対象となる方

花き産業関係者
(事業の実施主体は地域推進協議会等)

内容

日常生活での花きの定着と海外需要喚起による輸出拡大を目指し、公共施設等における花きの活用支援、メディア・SNS等を活用した情報発信等に係る費用助成。(定額・苗1/2)

申請期限

お問合せ先

岩手県 農産園芸課
(TEL : 019-629-5707)

㊫輸出原木保管等緊急支援事業

【事業者様向け】

概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時保管場所に滞留している原木の保管費用等を支援します。

対象となる方 林業経営体等

内容

一時保管場所に滞留している輸出や国内工場向け原木の保管費用や、一時的な保管場所を利用するための運搬経費、借地料、長期保管が必要となったために発生する防腐処理費用等の掛かり増し費用を支援。

申請期限

お問合せ先

岩手県木材産業協同組合
(TEL : 019-624-2141)

③⑩大径原木加工施設整備緊急対策

【事業者様向け】

概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、行き場のなくなった大径材を有効活用し、付加価値の高い木材製品に転換するための加工施設の整備を支援します。

対象となる方 木材関連事業者等

内容

行き場のなくなった大径原木を有効活用し、付加価値の高い木材製品に転換するため、大径原木に対応した自動選別機、バーカー（剥皮装置）、加工施設の整備を図る取組みを支援。

申請期限

お問合せ先

岩手県農林水産部林業振興課
(TEL : 019-629-5774)

③①農業労働力確保緊急支援事業

【事業者様向け】

概要

新型コロナウイルス感染症の影響で人手不足となった農業経営体を支援します。

対象となる方

外国人技能実習生を受け入れられず人手不足になっている農業経営体（個人・法人・非法人）、販売農家等

内容

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による人手不足解消と農業生産維持のため代替人材の確保・育成等に係る費用の助成を行う。（代替人材確保のための掛かり増し経費、代替人材育成のための研修費用等）

申請期限

お問合せ先

岩手県 農業振興課（TEL：019-629-5642）
全国農業会議所コールセンター（TEL：0120-150-055）

③②経営継続補助金

【事業者様向け】

概要

■ 新型コロナウイルス感染症の影響を克服するために、感染拡大防止対策を行いつつ、販路回復・開拓や事業継続・転換のための機械・設備の導入や人手不足解消の取組みを総合的に支援することで、農林漁業者の経営の継続を図ります。

対象となる方

本補助金交付要綱に則した経営計画を作成し、支援機関からの確認書を発行してもらった農林漁業を営む法人グループ（常時従業員数20人以下の法人グループ）又は個人。

補助金

補助率3/4（補助対象経費の1/6以上を業種別ガイドライン等に則した接触機会を減らす生産等への転換に充てる必要あり）
法人グループ：上限1,500万円。個人：上限150万円。

注意点

本事業は給付金ではなく、一定の行為に対して補助するもので自己負担が発生します。詳細は補助要綱等を参照のこと。

その他の情報

補助の対象となる経費の概要
使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費である事。
令和2年5月14日以降に発生し、事業期間中（原則、令和2年12月末まで）に支払いが完了した経費である事。
証拠資料等によって支払金額が確認できる経費である事。など

申請方法

支援機関（農協・森組等）に相談。農林水産省ホームページ等Web上で支援機関は公表されます。

お問合せ先